

答 申 第 1 0 5 号

平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日

千葉県企業庁長 松 戸 和 雄 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について (答 申)

平成 1 1 年 3 月 1 日付け企ニ用第 1 2 3 号による下記の諮問について、別紙のとおり 答申します。

記

平成 1 1 年 2 月 1 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 1 1 年 2 月 4 日付け企ニ用第 1 2 3 号で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県企業庁長は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分については、公開しないことができるものであるが、その余の部分については、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県企業庁長（以下「実施機関」という。）が平成11年2月4日付け企二用第123号で行った「土地売買契約書（千葉県印西市〇〇字〇〇〇〇番及び〇〇番に関する平成10年4月1日付け契約書9件）」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

ア 公文書公開の原則

(ア) すべての公文書は千葉県民のものであるから、原則的にすべて公開される。

(イ) 本件土地の買受けは、税金で支払われたものであるから公開される。

(ウ) 公務員が公務で行う土地買収は、ポケットマネーではなく税金を使うわけで、例え相手方が識別されても、個人情報ではない。また、もし公開して、県政に支障があるとすれば、用地買収自体が違法である。

イ 本件用地買収については、千葉県自身が原告となって提起された民事訴訟において、千葉県自身が主張している事実である。裁判は公開されているから、裁判資料（主張と証拠）は個人情報ではない。もし、公開されないとすれば、裁判自体が成り立たないことになり、提訴自体が違法である。（事件

の表示 東京地方裁判所平成10年(ワ)第14400号事件 原告千葉県)

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 非公開決定とした理由

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書は、当該土地所有者である個人と千葉県が締結した土地売買契約書であることから個人の情報であり、県が買い受けた土地の所在、地目、面積、売買代金及び支払い時期に関する情報、物件の引渡し時期、印影が記載されている。また、売主の住所、氏名、印影等は、特定個人が明らかに識別される情報である。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書は、未登記所有権者との土地売買に関する情報であり、土地登記簿に記載されないことから、何人でも閲覧することができる情報ではない。また、実施機関が作成し、又は收受した情報で、公表を目的としているものでもない。さらに、法令等に基づく許可・免許・届出等の際に実施機関が作成し、又は收受した情報で、公開することが公益上必要であると認められるものでもない。したがって、本件文書は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと判断する。

(2) 本件文書は、東京地方裁判所平成10年(ワ)第14400号土地持分登記抹消登記手続請求事件に係る土地売買契約書であり、本裁判の被告訴訟代理人である異議申立人が、当該文書の公開を請求しているため、例え個人名等を部分的に非公開にしても訴訟関係資料との突合により特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

以上のことから、本件文書は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第2号に規定する個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、印西市〇〇字〇〇〇〇番及び〇〇番の土地（以下「本件土地」という。）について、登記名義人ではないが、実質的な所有者である個人（以下「本件売主」という。）から千葉県が取得するために締結した土地売買契約書であり、本件文書に記録されている情報は、

- ア 契約者名
- イ 売買物件
- ウ 売買代金等
- エ 所有権等の移転
- オ 物件の引渡し時期
- カ 登記
- キ 権利の抹消
- ク 本件売主の住所
- ケ 氏名
- コ 印鑑の印影
- サ 本件土地の所在
- シ 地目
- ス 面積

等から構成されている。

なお、実施機関は、本件文書には、旧条例第11条第2号に該当する情報が記録されているとして、本件文書の全部を非公開としている。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

異議申立人は、すべての公文書は千葉県民のものであり、そのうえ、本件土地の用地買収は、税金で賄われたものであるから、例え相手方が識別されても個人情報には該当しない旨主張する。

確かに、本件土地の売買は、公の行為についてのものであり、公金を使って買収したものである。しかしながら、本号でいう「個人に関する情報」とは、公私いずれの情報であるかなどの区別はしていないものであるため、この点について異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、本件土地の用地買収については、千葉県自身が原告となって提起された民事訴訟において、千葉県自身が主張している事実であるとともに、裁判は公開されているから、裁判資料（主張と証拠）は個人情報には該当しない旨主張する。

しかしながら、実施機関は、本件異議申立てとは別に民事訴訟において、本件文書を裁判所に対し書証として提出してはいるが、本件文書に係る情報を実施機関が争訟において披れさせざるを得ない状況は、自己の法益を保護する便法であるから、これをもって個人情報の公表とは言えず、また、憲法第82条第1項により、裁判の対審及び判決は公開で行うものとされている、いわゆる、裁判の原則公開が規定されているからと言って、本件文書に記録されている情報が、即ち個人情報には該当しないとの異議申立人の主張には理由がない。

なお、これを本件異議申立てについてみると、本件文書に記録された情報のうち、本件文書の1頁1行目、同2行目から3行目のうち契約者名を除いた部分、同4行目及び売買物件の条項に記録された情報は、本件文書の趣旨が土地の売買契約等であることを単に明記し、かつ、実施機関が千葉県土木部等用地事務取扱規程（昭和44年4月10日訓令第4号）第21条第2項（以下「規程」という。）に基づく土地売買契約書を参照したものにとすぎないから、本号本文には該当しない。ただし、契約者名は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

次に、売買代金等の条項に記録された情報は、個人の財産状況に関する情報であるから、個人に関する情報であると認められる。所有権等の移転の条項に記録された情報は、本件土地の売買契約に伴い生じる権利移動及びこれに付随する手続であり、実施機関が規程に基づく土地売買契約書を参照したものであって、かつ、一般的な民法上の契約内容に過ぎないから、本号本文に該当しない。物件の引渡し時期の条項に記録された情報は、個人の財産状

況に関する情報であるから、個人に関する情報であると認められる。登記及び権利の抹消の条項に記録された情報は、本件土地の売買契約に伴い生じる権利移動及びこれに付随する手続であり、実施機関が規程に基づく土地売買契約書を参照したものであって、かつ、一般的な民法上の契約内容に過ぎないから、本号本文に該当しない。

さらに、本件文書2頁の1行目から同4行目に記録された情報は、本件土地の売買契約に伴い生じた約定であり、一般的な民法上の契約内容に過ぎないから、本号本文には該当しない。同6行目4文字目から67文字目まで及び同9行目4文字目から28文字目までに記録された情報は、個人の財産状況に関する情報であるから、個人に関する情報であると認められ、その余は本号本文には該当しない。同10行目から同20行目に記録された情報は、契約に係る一般的な民法上の約定に過ぎないから、本号本文には該当しない。同21行目に記録された情報は、個人の財産状況に関する情報であるから、個人に関する情報であると認められる。本件売主の住所、氏名及び印鑑の印影は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。また、本件文書2頁の24行目から同26行目に記録された情報は、実施機関の所在、名称及び印鑑の印影であるから、本号本文には該当しない。本件土地の所在、面積及びこれらが記録されている本件文書に記録された情報は、本件土地の状況を示すものであるから、個人の財産状況に関する情報であり、かつ、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。ただし、地目については、個人の財産状況に関する情報とは認められないから、本号本文には該当しない。

イ 本号ただし書該当性について

前記アで本号本文に該当するとした情報が、本号ただし書に該当するか否かについて検討すると、ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかであるので、以下ただし書イの該当性について検討する。

本件請求は、「千葉県が平成10年4月1日に千葉県印西市〇〇字〇〇〇〇番及び〇〇番の土地を購入した契約書」という本件土地を特定したものであり、このことから土地登記簿謄本により容易に登記簿記載の情報を取得することができることと解されるところ、本件売主は、前記(1)のとおり、登記名

義人ではなく、また、登記名義人の相続人でもない実質的な所有者である個人であって、未登記の所有権者の地位にある者であることから、土地登記簿に記載され、本件土地の所在地を管轄する法務局で誰でも閲覧することができる情報には当たらない。

したがって、契約者名、本件売主の住所及び氏名は、本号ただし書イには該当しない。また、本件売主の印鑑の印影は、本号ただし書イには該当しない。

本件土地の所在、面積及びこれらが記録されている本件文書に記載された情報のうち、土地登記簿謄本に記載されている本件土地の所在、公簿面積については、本件土地の所在地を管轄する法務局で誰でも閲覧することができる情報であるから本号ただし書イに該当する。

ウ 部分公開について

実施機関は、部分公開をすることが適当でない旨主張するので検討する。

旧条例第12条は、公開しようとする公文書に、旧条例第11条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、同条の規定により公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、当該公文書の公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないことができる情報に係る部分を除いて当該公文書を公開しなければならない旨規定している。

本件文書には、前記(2)アで述べたとおり、旧条例第11条第2号に該当する情報とそれ以外の情報が記録されているところ、旧条例第11条第2号に該当する部分を除いて公開したとしても、本件文書の構成及び内容からして、容易に、かつ、本件文書の公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できる場合に該当すると判断する。

(3) 結論

以上のとおり、本件文書に記録されている情報のうち、別表に掲げるものは、旧条例第11条第2号に該当し公開しないことができるものであるが、その余の部分については、公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

非公開とすべき部分		
	項 目	非 公 開 部 分
土地 売 買 契 約 書	1. 契約者名	1頁目の2行目のうち、契約者の氏名に係る部分
	2. 売買代金及び支払い時期	1頁目の9行目4文字目から同30文字目まで、10行目2文字目から同33文字目、11行目から14行目まで全部、15行目2文字目から同34文字目まで。
	3. 物件の引渡し時期	1頁目の20行目の日付の部分
	4. 費用負担に関する条項	2頁目の6行目4文字目から67文字目まで、同9行目4文字目から28文字目まで。
	5. 契約年月日	契約年月日の日付
	6. 本件売主の住所、氏名及び印鑑の印影	本件売主の住所、氏名及び印鑑の印影
土地 目 録	土地の所在（市町村、大字、字、地番）、地目、面積、売買代金及び備考欄	土地目録のうち、面積欄の実測面積の数値（計欄の数値を含む。）、売買代金欄の金額（計欄の金額を含む。）及び備考欄の部分

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
11. 3. 1	諮問書の受理
11. 3. 29	実施機関の理由説明書の受理
12. 4. 21	審議
14. 12. 3	審議

参考

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	現 職	備 考
岩間昭道	千葉大学教授	
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	
古幡 浩	城西国際大学講師	部会長

(五十音順：平成14年12月3日現在)